

公益財団法人全日本軟式野球連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）の評議員、役員等及び職員の倫理に関する基本となるべき事項と定めることにより、その社会的使命と役割を自覚し、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本連盟に対する信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役・職員とは、本連盟定款第16条に規定する評議員、同第26条に規定する理事・監事、同33条に規定する顧問及び参与並びに連盟規程第20条に規定する名誉会長、相談役、同第25条に規定する職員と全国大会開催期間中の役員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、本定款第3条に規定する「目的」を達成するために、本連盟の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の社会的責務)

第4条 本連盟の目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会から期待に相応しい事業運営にあたる責務がある。

(役・職員の社会的信用維持)

第5条 本連盟は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上につとめなければならない。特に公正さと高潔性に疑いが持たれるようなものであってはならない。

(基本的な遵守事項)

第6条 本連盟は関連法令及び本連盟の定款、規程、細則その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

- 第7条 役・職員は、暴力、セクシュアルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- 2 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、その地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 6 役・職員は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(私的利益の禁止)

- 第8条 本連盟の役員及び職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

- 第9条 本連盟の役員及び職員は、その職務の執行に際し、本連盟との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本連盟が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

- 第10条 本連盟は、その事業遂行に関する透明性を図るため、その運営内容、財務資料等を開示し、収益、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

- 第11条 本連盟は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第12条 本連盟の役員及び職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽につとめなければならない。

(規程遵守の監視)

第13条 本連盟は、必要あるときは、理事会の決議に基づき倫理委員会を設置し、この規定の遵守状況を監視することができる。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第14条 役員等に、この規定に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、定款第26条第3項に規定する業務執行担当理事が調査を開始し、調査の結果、この規定に違反する行為があったと認められる場合においては、倫理委員会の意見を聴取したうえで理事会にて決定し、次の処分を行うことができる。

- (1) 除名処分
- (2) 職の解任
- (3) 活動停止
- (4) 厳重注意

2 職員に関する対処は、本連盟職員服務規程の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成25年1月7日から施行する。
2. この規程は、平成28年2月4日に一部改定。
3. この規程は、平成30年12月12日に一部改定。
4. この規程は、令和2年4月8日に一部改定。